

北海道公安委員会告示第177号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、千歳市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和6年10月23日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 合意した者

- (1) 千歳市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局
- (4) 千歳相互観光バス株式会社
- (5) あつまバス株式会社
- (6) 道南バス株式会社
- (7) 北海道中央バス株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、千歳相互観光バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	上下線別	所在地
1	朝日町7丁目	上り	千歳市朝日町7丁目1番地2先
2	朝日町7丁目	下り	千歳市朝日町7丁目1番地50先
3	真々地	上り	千歳市真々地4丁目2384番地先
4	真々地	下り	千歳市真々地3丁目878番地4先
5	向陽台入口	上り	千歳市若草1丁目3番地2先
6	向陽台入口	下り	千歳市泉沢1009番地23先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
千歳市	自動運転バス